Ⅲ 森林整備事業における効果の計測方法

1 費用対効果分析の基本方針

(1)基本方針

1) 費用対効果分析の基本的な考え方

費用対効果分析において、森林整備事業の効果を可能な限り経済的に評価し、 それを森林整備事業の便益とする一方、森林整備事業を実施するために要する 経費(施設の維持管理に要する経費を含む。)を森林整備事業の費用と考え、 両者を比較することにより、事業の効率性を測定・把握する。

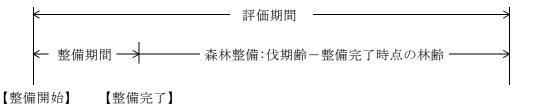
また、評価に当たっては、これに定性的に表される効果を加え総合的に判断 するものとする。

2) 実施の原則

① 評価期間

(森林整備)

事業開始時点から事業によって整備された事業区域が便益を発現し続ける期間とし、整備開始から想定される伐期齢までの期間を原則とする。なお、伐採の予定のない箇所や、伐採予定時期が100年を超えるものについては100年とする。



(路網整備)

開設された区間から逐次利用に供され、その効果を発揮することから、整備期間に路床等の耐用年数(林道の場合は40年、作業道等の場合は実態に応じて設定)を加えたものとする。



② 便益、費用の計測

評価期間中における社会的変化等の予測が可能な場合は、それら因子の変化を考慮して評価することとする。

③ 評価方法

評価方法は、森林整備事業については、森林整備と路網整備のそれぞれの 費用と便益を合計し、一括して費用対効果分析を実施することとする。

便益の計測に当たっては、便益を重複計上しないこととし、例えば、区域 を分けて評価する場合には、次式によるものとする。

$$B/C = \frac{B_1 + B_2}{C_1 + C_2}$$

B: 便益(評価対象便益の合計)

C:費用(初期投資+維持管理費用等)

B1:森林整備に係る区域の便益の合計(B2の 区域内における森林整備の便益を除く。)

B₂: 路網整備に係る利用区域等の便益の合計 C₁: 森林整備に係る初期投資+保育費用 (C₂ の区域内における森林整備の費用を除く。)

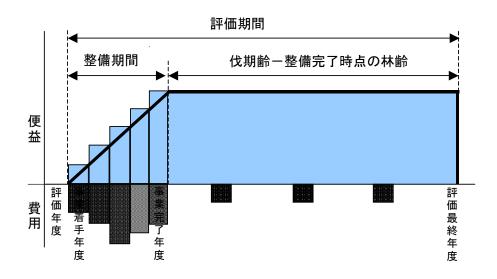
C2: 路網整備に係る初期投資+維持管理費用

+森林整備費用

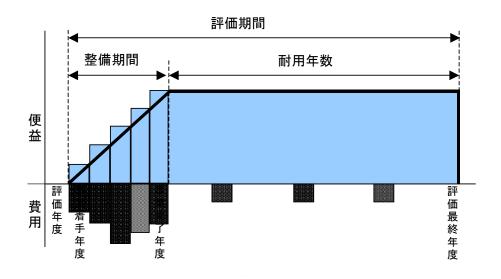
④ 整備期間に係る効果の計測

整備期間に係る効果については、当該期間の事業見込量に応じて計測するものとする。

<森林整備の評価期間と費用・便益発生のイメージ>



<路網整備の評価期間と費用・便益発生のイメージ>



(2)費用の計測の考え方

総費用 (C) は、事業費 (C_{ini}) 及び保育・維持管理費 (C_{run}) について、現 在価値化した額として算定する。

$$C = C_{ini} + C_{run}$$

1) 事業費

 $m{C}_{ini} = \sum_{t=1}^{T} rac{1}{(1+i)^{t}} imes C_{t}$ t: 年数 T: 整備期間又は想定される伐採までの期間(年)

i:社会的割引率(4%) C: 各年度別の事業費

2) その他(保育・維持管理費等)

 $m{C}_{\mathit{run}} = \sum_{t=1}^{\mathit{T+n}} \frac{1}{\left(1+i\right)^t} imes C_t$ t:年数 T:整備期間又は想定される伐採までの期間(年)

n:事業完了後の評価期間(年)

i:社会的割引率(4%)

C: 各年度別の保育・維持管理費等

注) 1 森林整備については、原則として植栽及びその後の保育作業に要する経費 をもって費用とするが、整備期間内において保育のみを実施する場合は、当 該保育作業及びその後の保育作業に要する経費をもって費用とする。

- 注) 2 路網整備については、整備期間中に要する事業費及び評価期間内に要する 維持管理経費をもって費用とする。
- 注) 3 費用の計測に当たって、当該年度の実績値を用いる場合には、デフレータ ーを用いて基準年度の名目価格に統一する。

(3) 便益計測の考え方

森林整備事業に係る便益は、以下の項目に大別するものとする。

また、評価に当たっては、事業の特性に応じて直接的に事業効果を発揮する区域及び間接的に事業効果を発揮する区域(以下「事業効果発揮区域」という。)を定めるとともに、各区域を取り巻く状況、森林整備が果たす役割等を考慮し、評価項目を選択するものとする。

なお、新たな便益の評価等についても検討を行うものとする。

1) 水源涵養便益

森林の状態が良好に保たれることによって、洪水防止、流域貯水、水質浄化 に寄与する便益について評価する。

2) 山地保全便益

森林の状態が良好に保たれることによって、土砂流出や山腹崩壊等の防止に 寄与する便益について評価する。

3)環境保全便益

森林の状態が良好に保たれることによって、炭素固定、気候緩和、騒音低減、 飛砂軽減、風害軽減、大気浄化、霧害軽減、火災防備、漁場保全、生物多様性 保全、保健休養の確保等環境保全に寄与する便益について評価する。

これら環境保全便益は、森林整備事業の実施によって発現する良好な環境の保全形成に係る様々な便益(後述の中区分等を参照)について評価する。なお、保健休養効果等代替法による評価が困難な便益については、可能な限りCVMを用いて評価を行う。

4) 木材生産等便益

森林を健全に育成することによって、資源として蓄積された木材が伐期において生産・利用される便益並びに路網の整備によって木材生産等の経費が縮減される便益及び木材の生産・利用が増進される便益について評価する。

5)森林整備経費縮減等便益

森林整備に係る作業経費、治山経費及び森林管理等経費の縮減や、路網整備により森林整備が促進される便益について評価する。

6)一般交通便益

集落から勤務先への通勤等に林道を利用することによって、走行時間の短縮 又は走行経費が減少する便益について評価する。

7) 森林の総合利用便益

森林の有する保健休養機能又は山菜等の副産物採取等の利用に当たって、森 林への到達時間が短縮される便益及び費用が減少する便益について評価する。

8) 災害等軽減便益

自然災害発生時の迂回路等や防火帯としての便益について評価する。

9)維持管理経費縮減便益

改良、舗装等により、維持管理や災害復旧経費が縮減される便益について評価する。

10) 山村環境整備便益

山村集落内の用排水施設等の整備によって、生活環境が改善される便益について評価する。

11) その他の便益

林道の整備により森林内に設置されているダム、送電線等の施設の維持管理 経費が軽減される便益等について評価する。

(4) 事業区分別に評価する便益

大区分	中 区 分	森林環境	居住環境	水源林
水源涵養便 益	洪水防止便益	\circ	0	\circ
	流域貯水便益	0	0	\circ
	水質浄化便益	\circ	\circ	\circ
山地保全	土砂流出防止便益	0	\circ	\circ
	土砂崩壊防止便益	\circ	\circ	\circ
環境保全便益	炭素固定便益	\circ	\circ	\circ
	気候緩和便益	\circ	\circ	\circ
	騒音軽減便益	\circ	\circ	\circ
	飛砂軽減便益	\circ	\circ	\circ
	風害軽減便益	0	\circ	\circ
	大気浄化便益	0	\circ	\circ
	霧害軽減便益	\circ	\circ	\circ
	火災防備便益	\circ	\circ	\circ
	漁場保全便益	\circ	\circ	\circ
	生物多様性保全便益	\circ	\circ	\circ
	保健休養便益	\circ	\circ	\circ
木材生産等 便 益	木材生産経費縮減便益	\circ	\circ	
	木材利用増進便益	\circ	\circ	
	木材生産確保・増進便益			
	森林整備分	\circ	\circ	\circ
	路網整備分	\circ	\circ	
森林整備経費縮減等便益	造林作業経費縮減便益			
	歩行時間等経費縮減便益	0	0	
	治山経費縮減便益	0	0	
	森林管理等経費縮減便益	0	0	
	森林整備促進便益 (水源涵養等便益)	\circ	\circ	
一般交通 便 益	走行時間短縮便益	0	0	
	走行経費減少便益	\circ	\circ	

大区分	中 区 分	森林環境	居住環境	水 源 林
森 林 の 総合利用 便 益	アクセス時間短縮等便益			
	アクセス時間短縮便益	0	0	
	アクセス経費減少便益	\circ	\circ	
	ふれあい機会創出便益	\circ	\circ	
	フォレストアメニティ施設利用便益			
	利用確保便益	0	0	
	施設滞在便益	0	0	
	副産物増大便益	0	0	
災害等軽減便益	災害時迂回路等確保便益	0	0	
	防火帯便益	0	0	
	災害復旧経費縮減便益	0	0	
維持管理費縮減便益		0	0	
山村環境 整備便益	生活用水確保便益		0	
	生活排水浄化便益			
	し尿処理経費等縮減便益		0	
	净化槽設置経費縮減便益		0	
	集落内臭気防止便益		0	
	集落内除雪便益		0	
	土地創出便益		0	
	生活安定確保便益		0	
その他の 便 益	通行安全確保便益	\circ	0	
	環境保全確保便益	0	0	
	森林内施設管理経費縮減便益	0	0	
	ボランティア誘発便益	0	0	

- 注)① 事業名の欄は、森林環境 [森林環境保全整備事業]、居住環境 [森林居住環境整備事業]、 水源林 [水源林造成事業] である。
 - ② 本表は、現段階において見込まれる便益を列挙したものであり、各事業・地域の実態に 応じて適宜選択して評価する。また、これ以外の便益についても可能な限り評価の対象と して検討していくこととする。

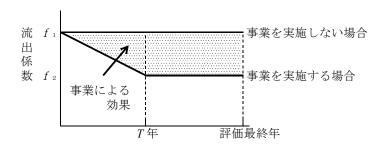
2 個別便益の算定

(1)水源涵養便益

森林の有する水源涵養便益については、洪水防止便益、流域貯水便益、水質浄化便益について当該流域内の事業実施箇所よりも下流側の受益対象に係る便益を評価する。

1) 洪水防止便益

降雨によって地表に達した雨水が当該地区の土壌に浸透或いは蒸散せずに河川等へ流れてしまう最大流出量について、事業の実施により森林が整備された状態と整備されていない状態を比較し、森林整備による森林内からの最大流出量減少分を推定し、この減少する最大流出量を治水ダムで機能代替させる場合のコストを洪水防止便益の評価額とする。



$$B(\Pi) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}\right) \times \frac{(f_{1} - f_{2}) \times \alpha \times A \times U}{360}$$

U:治水ダムの単位流量調節量当たりの年間減価償却費(円/m³/sec)

f1: 事業実施前の流出係数

f 2: 事業実施後、T年経過後の流出係数

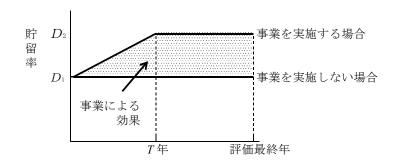
T:事業実施後、流出係数が安定するのに必要な年数

α:100年確率時雨量 (mm/h)A:事業対象区域面積 (ha)360:単位合わせのための調整値

2) 流域貯水便益

事業の実施により、整備される森林の貯水便益について評価を行う。

評価に当たっては、事業を実施しようとする地域の年間降水量から、実施対象区域の地被状況(整備済森林等)に応じた貯留量率により土壌内に浸透する降水の量を推定することとする。



$$B(\Pi) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}\right) \times \frac{(D_{2}-D_{1}) \times A \times P \times U \times 10}{365 \times 86,400}$$

A:事業対象区域面積 (ha)

P:年間平均降水量 (mm/年)

D1: 事業実施前の貯留率

D2: 事業実施後、T年経過後の貯留率

T:事業実施後、貯留率が安定するのに必要な年数(年)

U:開発水量当たりの利水ダム年間減価償却費(円/m³/sec)

Y:評価期間

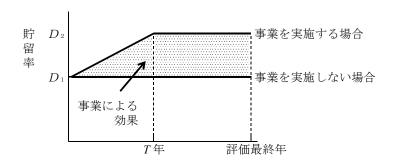
10:単位合わせのための調整値

365: 一年間の日数 86,400: 一日の秒数

- 注) ① 本便益は、事業地より下流において、農業、工業、発電、水道用、その 他の用水の利用が行われており、貯水便益を見込める場合に算定する。
 - ② 伐採跡地は、事業を行わない場合、将来的に疎林等の粗悪な森林状態と なるとの考え方に立ち、通常の事業については、事業の実施によって疎林 状態が森林状態に改善されるものとして上記手法により便益算定を行う。

3) 水質浄化便益

流域貯水便益の手法により、全貯留量のうち生活用水使用相当分については 水道代金で代替した費用で、その他の水量については雨水利用施設を用いて雨 水を浄化する費用により、それぞれ比例按分して算出する。



$$B(\square) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}\right) \times (D_{2}-D_{1}) \times A \times P \times u \times 10$$

$$u = \frac{U_{X} \times Q_{X} + U_{Y} \times Q_{Y}}{Q_{X} + Q_{Y}}$$

Qx: 全貯留量のうち生活用水使用相当量

Qy:全貯留量-Qx

※生活用水使用相当量の算出が困難な場合においては「Qx=0」

A:事業対象区域面積 (ha) P:年間平均降水量 (mm/年)

T:事業実施後、貯留率が安定するのに必要な年数

D1: 事業実施前の貯留率

D2: 事業実施後、T年経過後の貯留率

Ux:単位当たりの上水道供給単価 (円/m³)

Uy: 単位当たりの雨水浄化費 (円/m³)

u:単位当たりの水質浄化費

 $(Ux \ge Uy$ を用いて $Qx \ge Qy$ で比例按分して算出)

Y:評価期間

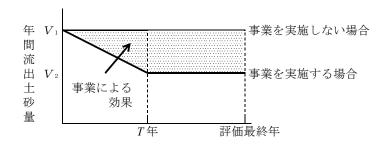
10:単位合わせのための調整値

(2) 山地保全便益

山地保全便益については、雨水の流下に伴う侵食による表土の流出を抑制する 「土砂流出防止便益」と山崩れ等によって短時間に大量に流出する土砂を抑制す る「土砂崩壊防止便益」を評価する。

1) 土砂流出防止便益

事業を実施する場合と実施しない場合の土砂流出量について、評価対象区域 の年間流出土砂量の差により推計し、この土砂量を除去するために必要となる ダム排砂対策における機械的排除工法費用(土砂除去コスト)をもって土砂流 出防止便益の評価を行う。



$$B(\square) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}} \right) \times (V_{1} - V_{2}) \times A \times U$$

U: 下流のダムに堆積した $1 \, \text{m}^3$ の土砂を除去するコスト (円/ m^3)

V1: 事業実施前における1ha当たりの年間流出土砂量 (m³)

 V_2 : 事業実施後における 1 ha当たりの年間流出土砂量 (m^3)

A:事業対象区域面積(ha)

T:事業実施後、年間流出土砂量が安定するのに必要な年数

2) 土砂崩壊防止便益

森林整備事業による土砂崩壊防止便益は、土砂流出防止便益の評価と異なり、 土壌表面の侵食量を評価するのでなく、土塊として山腹崩壊が生じる場合の流 出量について評価する。

評価に当たっては、事業を実施する場合と実施しない場合について評価期間 の崩壊見込量を比較し、便益を求めることとする。

$$B(\square) = \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{V \times U}{(1+i)^{t}}$$

 $V = 0.01 \times A \times R \times N \times H \times 10,000$

U: 下流のダムに堆積した $1 \, \text{m}^3$ の土砂を除去するコスト (円/ m^3)

V:崩壊見込量($\mathbf{m}^3/$ 年)

A:事業対象区域面積(ha)

R:流域内崩壊率

N:雨量比=50年確率日雨量/既往最大日雨量

H:平均崩壊深(m)

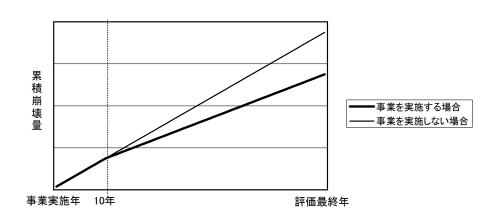
Y:評価期間

T:土砂崩壊防止機能に差が生じるまでの期間 (10年)

0.01:下記【事業の実施によって期待される土壌保全効果】の式の1/100

10,000:単位合わせのための調整値

<参考:林地崩壊発生が減少することによる便益算定の考え方>



土砂崩壊の発生率は、森林の被覆状況によって大きく異なっている。有林地と無林地では崩壊発生率で約2倍の開きがあること、森林伐採後10年程度経過した時点が最も崩壊が発生しやすく、森林の生長に伴って崩壊発生率が低下すること、との調査報告がある。

また、崩壊見込量は、次式により求めることができる。

崩壊見込量=要整備森林面積×崩壊率×指数×雨量比×平均崩壊深

これらのことから、事業を実施しない森林と実施した森林では、崩壊発生率に1.5倍の開きがあると仮定するとともに、事業実施後10年経過以降に土砂崩壊防止機能に差が生じてくると仮定する。これにより、事業を実施して10年目までの場合と事業を実施しない場合の指数を1.5とし、事業を実施して11年目以降の場合の指数を1.0とする。

【事業を実施した場合】

$$V1 = \left(\frac{T}{50} \times A \times R \times 1.5 \times N \times H + \frac{(Y-T)}{50} \times A \times R \times 1.0 \times N \times H\right)$$
$$= \frac{(2Y+T)}{100} \times A \times R \times N \times H$$

【事業を実施しない場合】

$$V2 = \frac{Y}{50} \times A \times R \times 1.5 \times N \times H$$

【事業の実施によって期待される土壌保全効果】

$$V = \frac{V2-V1}{(Y-T)} = \frac{(Y-T)}{100\times(Y-T)} \times A \times R \times N \times H$$

A:要整備森林面積 R:流域崩壊率

N:雨量比=50年確率日雨量/既往最大日雨量

H:平均崩壊深

T: 土砂崩壊防止機能に差が生じるまでの期間 (10年)

【雨量比の考え方】

林相を主体とした地上の状態があまり変化しない地域では、 $B_{50}-B_P=B_1$ が50年確率の最大日雨量に対して発生すると予想される崩壊地面積となり、次式によって算出できる。

$$B_1 = B_{50} - B_P = \frac{P_{50} - P_0}{P_P - P_0} \times B_P - B_P = \left(\frac{P_{50} - P_0}{P_P - P_0} - 1\right) \times B_P$$
 ここで、 P_0 は地区によって異なり、経験的或いは実証的にデータが得られるのは限られた

ここで、 P_0 は地区によって異なり、経験的或いは実証的にデータが得られるのは限られた地区となることに加え、全国的にみると数十 mm から数百 mm にわたることが予想されることから、 P_0 を無視し、

$$\frac{P_{50}-P_{0}}{P_{P}-P_{0}}$$
 は $\frac{P_{50}}{P_{P}}$ で置き換え、これを雨量比とする。

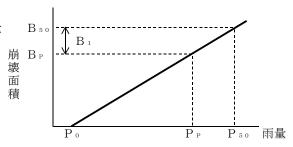
B1:50年確率最大日雨量に対して発生が予想される崩壊地面積

B 50:50年確率最大日雨量で発生する崩壊地面積

Bp:現在の崩壊地面積 P50:50年確率最大日雨量

P P: 既往最大日雨量

P。:崩壊が発生し始める雨量



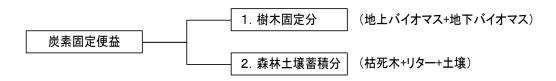
(3)環境保全便益

環境保全便益については、6)を除く以下の便益について定量的評価を行うこととする。

1) 炭素固定便益

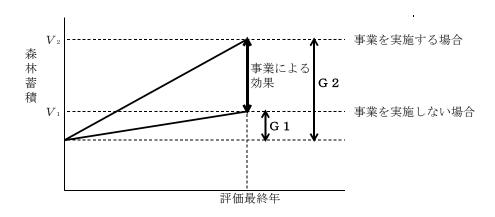
森林への適正な施業を実施することによって当該森林に蓄えられる炭素量を 推計し、炭素固定便益として評価する。

なお、事業内容に応じて、樹木固定分と森林土壌蓄積分のそれぞれの便益について算定し、合計するものとする。



① 樹木固定分

森林整備を実施することによる当該森林の蓄積量の増加分から、森林による炭素固定量を推計し評価する。



$$\boldsymbol{B}(\boldsymbol{\sqcap}) = \sum_{t=1}^{Y} \frac{G2 - G1}{Y \times (1+i)^{t}} \times D \times BEF \times (1+R) \times CF \times \frac{44}{12} \times U$$

U:二酸化炭素に関する原単位(円/t-CO₂)

G1: 事業を実施しない場合の当該森林の事業着手年から評価最終年(伐期) までの見込成長量(m³)又は見込蓄積量増加分(m³)

G2: 事業を実施する場合の当該森林の事業着手年から評価最終年(伐期)までの見込成長量(m³)又は見込蓄積量増加分(m³)

Y:評価期間 (年)

D: 容積密度 (t/m³)

BEF: バイオマス拡大係数 (地上部バイオマス量/幹バイオマス量)

R:地上部に対する地下部の比率(地下部バイオマス量/地上部バイオマス量)

CF: 植物中の炭素含有率

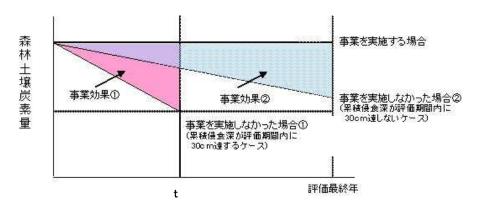
44/12: 炭素から二酸化炭素への換算係数

注) G1は、既往の施業放棄森林の状況等から判断した数値とするが、これが困難な場合は、施業放棄による病虫害・気象害の発生、雑草木、ツルの繁茂による消失、低質広葉樹林化等を考慮し、G2の2分の1の成長量となるものと仮定して算定する。

また、事業を実施することにより蓄積が増加した森林から生産され、社会的に利用された木材(恒久的に使用される木材のみ)については、炭素が固定されたものと考え、G2-G1にこの材積のうち事業の着手以降に増加した量を加えることができる。

② 森林土壌蓄積分

事業の実施による森林土壌の炭素蓄積量の変化について推計し、評価する。 事業を行う場合と行わない場合の土砂流出量について、評価対象区域の年間 流出土砂量の差により推計し、この流出土砂に含まれる炭素量を侵食等によ る森林土壌の炭素流出抑制量として評価する。



$$B(\square) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}\right) \times (C_{1}-C_{2}) \times A \times 0.3 \times \frac{44}{12} \times U$$

$$C_{1} = \frac{s \times e_{1}}{30}$$

$$C_{2} = \frac{s \times e_{2}}{30}$$

U:二酸化炭素に関する原単位(円/t-CO₂)

 C_1 : 事業を実施しない場合の年間流出土砂量に含まれる炭素量(t-C/ha) C_2 : 事業を実施した場合の年間流出土砂量に含まれる炭素量(t-C/ha)

T:事業実施後、年間流出土砂量が安定するのに必要な年数

Y:①侵食深が30cmに達するまでの年数又は

②評価期間内に侵食深が30cmに達しない場合は評価期間

A:事業対象区域面積(ha)

s:単位面積当たりの土壌平均炭素蓄積量(t-C/ha)

44/12: 炭素から二酸化炭素への換算係数

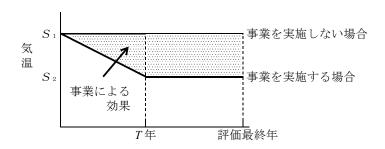
e₁: 事業を実施しない場合の侵食深 (cm/年) e₂: 事業を実施した場合の侵食深 (cm/年)

30:土壌炭素の測定深度 (cm) 0.3:流出土壌排出炭素係数

2) 気候緩和便益

森林は、葉の表面等からの水分の蒸発による潜熱効果により、周囲の気温を低下させる便益について、森林整備を実施する場合と実施しない場合の気温変化について評価するものであるが、保育の実施による気温低下は明らかとなっていないことから、本マニュアルにおいては、事業実施前には立木が存在しないか、散在する程度の状態の土地に新植や緑化工を実施する場合についてのみ評価することとする。

このことから、森林の気候緩和便益として、森林による大気の気温低下便益 を夏場の冷房に要する経費の節約額によって評価する。



$$B(\Pi) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}\right) \times (S_{1} - S_{2}) \times N \times D \times U$$

S₁:森林整備前の気温 S₂:森林整備後の気温

N:森林の潜熱による気温低下が期待できる範囲の世帯数

D:年間冷房使用日数

Y:評価期間

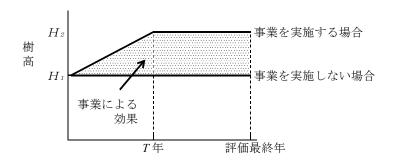
T:事業実施後成林するまでの年数

U: 冷房電気料金 (円/ \mathbb{C})

3) 騒音軽減便益

森林は、枝・葉・幹の複雑な形状によって、周囲の音を吸収する働きを有している。

森林周辺に位置する民家等については、森林の有する吸音効果によって便益を受けることとなることから、その防音効果により騒音が軽減されている分を防音壁等の代替物によって代替させ、評価を行う。



$$\boldsymbol{B}(\boldsymbol{\Pi}) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}\right) \times (H_{2}-H_{1}) \times L \times U$$

L: 民家等と騒音発生源を直線で結ぶ線に直角方向に分布する森林延長

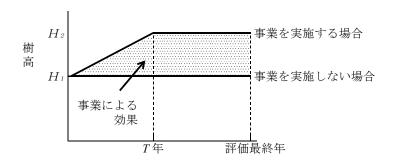
H1: 事業実施前の平均樹高 H2: 事業実施後の想定樹高

T:事業実施後成林するまでの年数

U:防音壁年間単価(円/m²)

4) 飛砂軽減便益

飛砂を防ぐために必要となる飛砂防止ネット建設費によって代替させて評価する。



$$B(\Pi) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}\right) \times (H_{2}-H_{1}) \times L \times U$$

L:風向に直角方向に分布する森林延長

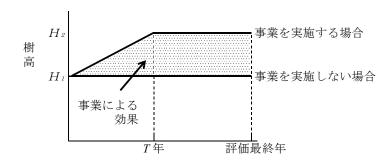
H1: 事業実施前の平均樹高 H2: 事業実施後の想定樹高

T: 事業実施後成林するまでの年数 U: 飛砂防止ネット年間単価 $(円/m^2)$

Y:評価期間

5) 風害軽減便益

風向きに対して直角方向に分布する森林が風害を抑制すると考えられることから、その延長分の防風ネットを建設する場合の建設費に代替させて評価する。



$$\boldsymbol{B}(\boldsymbol{\Xi}) = \left(\underbrace{\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}}}_{t} + \underbrace{\sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}}_{t} \right) \times (H_{2} - H_{1}) \times L \times U$$

L:風向に直角方向に分布する森林延長

H₁: 事業実施前の平均樹高 H₂: 事業実施後の想定樹高

T: 事業実施後成林するまでの年数 U: 防風ネット年間単価 (H/m^2)

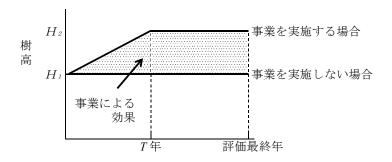
6) 大気浄化便益

森林は、空気中に浮遊する微少な粉塵等を樹木の葉によって吸着し、大気を 浄化する効果を有しているが、この便益を定量的に評価することは、現状では 困難と考えられることから、当面、定性的な評価を行うこととする。

なお、粉塵等の吸着効果については、一定の仮定の下で空気清浄機等で代替 させる手法も考えられるが評価については慎重を要する。

7)霧害軽減便益

霧害の発生する地域において、霧の流れる方向に対して直角に分布する森林の長さ及び森林の平均樹高によって森林による霧害軽減便益を評価する。



$$\boldsymbol{B}(\boldsymbol{\Xi}) = \left(\underbrace{\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}}}_{t + i} + \underbrace{\sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}}_{t} \right) \times (H_{2} - H_{1}) \times L \times U$$

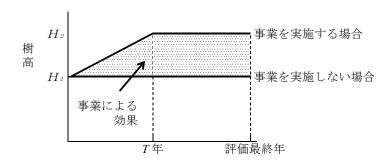
L:霧流に対して直角方向に分布する森林の長さ

H₁: 事業実施前の平均樹高 H₂: 事業実施後の想定樹高

T: 事業実施後成林するまでの年数 U: 防霧ネット年間単価 $(円/m^2)$

8) 火災防備便益

火災は、偶発的に発生するものであるが、火災防止措置をとっていない場合、 その延焼は免れないことから、防火林の整備を防火壁等に代替させて評価する。



$$\boldsymbol{B}(\boldsymbol{\sqcap}) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}} \right) \times (H_{2} - H_{1}) \times L \times U$$

L: 防火林延長

H1:事業実施前の平均樹高 H2:事業実施後の想定樹高

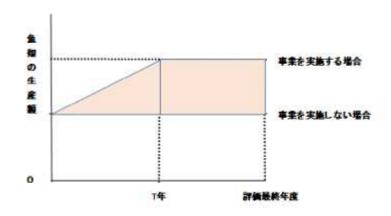
T:事業実施後成林するまでの年数

U:防火壁年間単価 (円/m²)

9)漁場保全便益

① 渓畔林の植林による隣接水域への効果

山地災害等の要因によって森林が消失した渓岸部(未立木地)に、再度植林を行い森林が再生することで、隣接する水域への落下昆虫の供給量が増加する。このことによって落下昆虫を餌とする魚類の資源量が増加する効果を評価する。



$$B(\mathbf{H}) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}\right) \times D \times W \times L$$

D:単位水面面積当たり魚類生産額(円/m²・年)

W:効果が発現する水域の幅 (m) *

L: 渓岸部から幅5m以上の植林を行う渓畔の延長 (m)

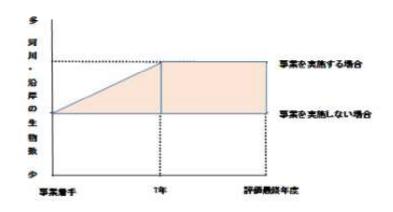
T:事業開始から渓畔林の森林再生にかかる年数

(渓畔林の森林再生にかかる期間:20~30年を参考に地域ごとに設定)

*川幅が10m以上の河川では一律幅10m、10m未満の河川では川幅を設定。

② 大規模な植林による周辺水域への効果

漁場となる沿岸の流域において、未立木地への新規植栽により、森林から周辺の水系への栄養塩、有機物、微量元素、水量・土砂等が安定的に供給されることによって河川・湖沼水域、沿岸海域の水生生物の生息地が確保され、このことによって水生生物の生息数が増加する便益を評価する。



$$\boldsymbol{B}(\boldsymbol{\sqcap}) = \left(\underbrace{\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}}} + \underbrace{\sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}}\right) \times D \times A$$

D:土地単位面積当たりの漁場保全の便益(円/ha・年)

A: 事業面積 (ha)

T:事業開始から森林再生にかかる年数

(未立木地における森林再生にかかる期間:50 年を参考に地域に

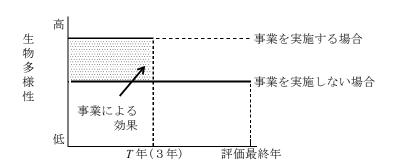
応じて設定)

10) 生物多様性保全便益

事業の実施により整備・保全される森林により、生物多様性の保全が期待されるところであるが、その便益の全てを定量的に把握することは困難である。 しかし、次に示す事業については、必要に応じて評価を実施することができる。 なお、生物多様性保全便益は、事業実施地域の自然的・社会的状況、事業の 内容を踏まえて評価対象としての可否を検討する。

① 適正な森林管理に関する事業

本事業による生物多様性保全便益は、間伐等に関する施業が対象となり、 一時的に森林内部の下層植生を増加させ、これらを利用する動植物を増加さ せる便益を評価する。



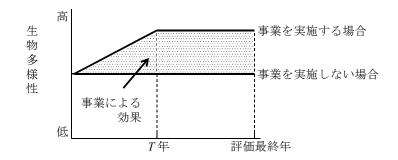
$$B(\mathbb{H}) = \sum_{t=1}^{T} \frac{D \times A}{(1+i)^{t}}$$

D: 土地単位面積当たりの生物多様性保全便益(円/ha)

A:施業実施面積 (ha) T:施業実施年から3年間

② 多様な森林への誘導に関する事業

本事業による生物多様性保全便益は、森林の部分的な伐採(更新伐等)後に既存の森林の構成種と異なる樹種へ更新する施業等が対象となり、中長期にわたり森林内部の植物の多様性を高め、これを利用する動植物を増加させることを評価する。



$$B(\square) = \left(\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}}\right) \times D \times A$$

D: 土地単位面積当たりの生物多様性保全便益(円/ha)

A:施業実施面積(ha)

T:施業開始から生物多様性保全便益が頭打ちするまでの年数 (森林の再生:20年を参考に地域特性に応じて設定)

注) 便益を算定するに当たり、①と②の重複計上は行わない。

11) 保健休養便益

保健休養便益の評価は、原則としてCVM手法により当該森林整備区域で仮に入場料を設定した場合の支払意志額について調査を行い、次式によって評価する。

$$\boldsymbol{B}(\boldsymbol{\Xi}) = \sum_{t=1}^{Y} \frac{1}{(1+i)^{t}} \times S \times U$$

S: 当該区域への見込入込者数(人/年)

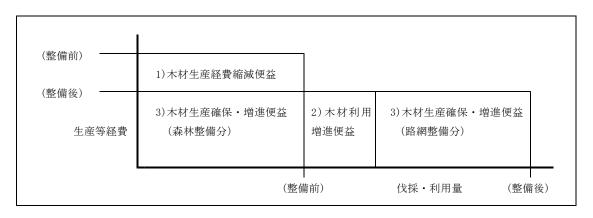
U: 当該区域で仮に入場料を設定した場合の支払意志額(円/人)

(4) 木材生産等便益

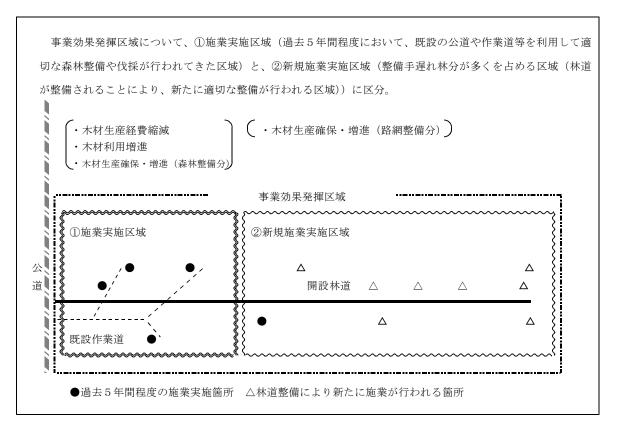
路網整備においては、木材生産等便益として、「木材生産経費縮減便益」、「木材利用増進便益」、「木材生産確保・増進便益」のそれぞれの便益について評価する。

森林整備においては、「木材生産確保・増進便益」について評価する。

注1) 木材生産経費縮減、木材利用増進、木材生産確保・増進の各便益の関係



注2) 事業効果発揮区域における木材生産等便益の仕分けの考え方



1) 木材生産経費縮減便益

路網整備による、木材の搬出距離・経費の縮減便益及び木材輸送トラックの 大型化による輸送経費の縮減便益について評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{T} \frac{t \times (C_{0} - C_{T}) \times V_{t}}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(C_{0} - C_{T}) \times V_{t}}{(1+i)^{t}}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

 C_o :整備前の伐採・搬出等経費(円/m³) C_T :整備後の伐採・搬出等経費(円/m³)

V: 路網整備前からの利用区域の t 年後における伐採材積 (m³)

注)① 対象は、事業効果発揮区域のうち施業実施区域とする。

- ※ 伐採は、木材市況等に大きく左右されることから、これまで伐採等が行われなかった地域は、大きな状況変化がなければ林業生産の対象とならず、現状のまま推移すると仮定。これらについて、林道整備により新たに伐採対象区域が拡大する「木材生産確保・増進便益」として評価。
- ② 評価は、伐採現場から流通・加工施設への搬入に至る工程(伐採〜造材〜 集材〜運材)について、林道整備前と整備後の経費について比較。(歩行時間の 短縮を含む。)
- ③ 評価は、地域の実態に応じたデータ等を用いて実施。
- ④ 伐採量見込みは、地域森林計画及び地域における過去の伐採傾向等を反映。
- ⑤ 木材輸送に使用するトラックは、林道の規格、地域における実態等を考慮。
- ⑥ 搬出距離等の算出は、伐採計画箇所の加重平均等で算出。

2) 木材利用增進便益

整備前には切り捨てとなっていた間伐材や小径木が、林道の整備により搬出・利用される便益について評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{Y} \frac{(R_T - R_0) / 100 \times V_t \times @}{(1+i)^t}$$

t:年数Y:評価期間

 R_{o} :整備前の利用間伐の割合(%) R_{T} :整備後の利用間伐の割合(%)

V_t: 林道整備前からの利用区域の t 年後における間伐伐採材積 (m³)

@:間伐材の木材市場価格(円/m³)

注) ① 対象は、施業実施区域内にもかかわらず、搬出・運材経費が割高なために、 切り捨て間伐とされていた区域。

- ② 評価は、林道の整備前に切り捨てだった間伐材等が林道の開設で利用が増進される材積について行うものとし、近隣の林道がある森林とない森林における切り捨て又は利用間伐それぞれの割合、関係者からの聞き取り等により把握。
- ③ 木材市場価格を用いるのは、伐採・搬出・集材等に係る費用についても、当 然林道開設による経済効果として関係者等に還元されるため。(市場価格につい ては、評価期間における変動を考慮して適切な期間の平均を用いる。以下同じ。)

3) 木材生産確保・増進便益

① 森林整備分

事業の実施により、資源として蓄積された木材が伐期において生産・利用 される効果について、想定される木材生産量から算出する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{Y} \frac{V_t \times @}{(1+i)^t}$$

t:年数 Y:評価期間

 V_t : t 年後における伐採材積 (m³)

@:木材市場価格(円/m³)

注)① 当該事業計画において、植栽及び保育を計画している林分を対象。 (路網整備による増進分との重複評価を排除)

- ② 伐採材積は、木材生産対象となる森林の森林整備着手以降の成長量を見込む。
- ③ 木材市場価格を用いるのは、伐採・搬出・集材等に係る費用についても、森林整備による経済効果として関係者等に還元されるため。

② 路網整備分

路網の開設等により、①それまで路網が未整備で伐採対象とならなかった 森林において、林道整備に伴うコスト縮減等により伐採が促進される効果、 ②既設林道の機能向上のための「改築」、「舗装に伴う路盤改良等」を実施 した場合に既設林道が有していた耐用年数が延長され、引き続き木材の生産 が確保される便益について評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{Y} \frac{V_t \times @}{(1+i)^t}$$

t:年数Y:評価期間

 V_t : 林道を整備した場合の t 年後における伐採材積 (m^3)

@:木材市場価格(円/m³)

注)① 便益対象は、

ア 開設の場合:林道整備前には、搬出が困難であったり、コストが高いこと

等により伐採対象となり得なかった林分のうち、林道の開設

により新たに伐採 対象となる区域。

イ 改築等の場合:林道開設後一定期間を経過した路線について改築や舗装に

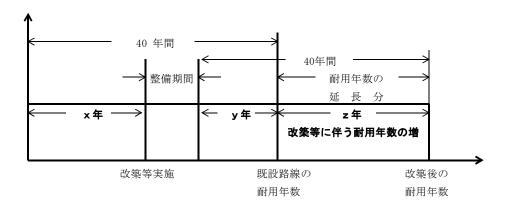
伴う路盤改修等を実施することにより、既設林道の耐用年

数が延長される路線に係る区域。

② 伐採計画時点において、保育が完了している林分を対象。(人工林の場合は、 最終の間伐時期を超えたもの。)

- ③ 伐採材積は、近隣の既設林道等の伐採傾向等を反映するとともに木材生産対象となる森林の森林整備着手以降の成長量(天然林は除く。)を見込む。
- ④ 木材市場価格を用いるのは、伐採・搬出・集材等に係る費用についても、当 然林道開設による経済効果として関係者等に還元されるため。
- ⑤ 評価に当たっては、木材生産対象となる森林の森林整備着手以降に要する経費を費用(C)として評価。
- ⑥ 改築等に伴う耐用年数の増の考え方

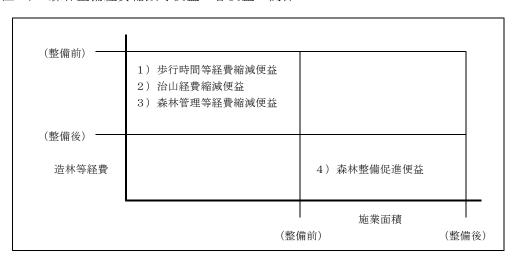
既設林道の改築等の実施は、直接、新たな便益を生じさせるものではないが、 耐用年数が延びることによって引き続き林道の便益が確保できることから、次 の考え方により該当する便益を評価。



(5) 森林整備経費縮減等便益

路網整備においては、森林整備経費縮減等便益として、「歩行時間等経費縮減 便益」、「治山経費縮減便益」、「森林管理等経費縮減便益」、「森林整備促進便益」 のそれぞれの便益について評価する。

注1) 森林整備経費縮減等便益の各便益の関係



注2) 事業効果発揮区域における森林整備経費縮減等便益の仕分けの考え方

事業効果発揮区域について、①施業実施区域(過去5年間程度において、既設の公道や作業道等を利用し適 切な森林整備が行われてきた区域)と、②新規施業実施区域(整備手遅れ林分が多くを占める区域(林道が整 備されることにより新たに適切な整備が行われる区域)) に区分。 · 步行時間等経費縮減便益 · 治山経費縮減便益 · 治山経費縮減便益 · 森林管理等経費縮減便益 · 森林管理等経費縮減便益 森林整備促進便益 事業効果発揮区域 ①施業実施区域 ②新規施業実施区域 Δ 道 開設林道 △ Δ Δ Δ Δ ●過去5年間程度の施業実施箇所 △林道整備により新たに施業が行われる箇所

1)造林作業経費縮減便益

步行時間等経費縮減便益

林道の整備による、造林等作業員の歩行時間、資材運搬経費等の縮減便益について評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{T} \frac{t \times (C_{0} - C_{T}) \times V_{t}}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(C_{0} - C_{T}) \times V_{t}}{(1+i)^{t}}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

 C_0 :整備前の造林等経費 (円/ha) C_T :整備後の造林等経費 (円/ha)

 V_t : 林道が整備されない場合の t 年後の造林面積 (ha)

注)① 対象は、事業効果発揮区域のうち施業実施区域とする。

② 林道整備前と整備後について、地拵え、植付及び下刈等の保育(以下「植付等」という。) に要する費用を評価。(歩行時間の短縮を含む。)

③ 評価は、地域の実態に応じたデータ等を用いて実施。

④ 造林・保育量の見込みは、評価期間におけるそれぞれの年の植付等の面積を 森林調査簿から算出する。

⑤ 歩行時間等の算出は、植付等の対象地について加重平均で算出。

2) 治山経費縮減便益

林道の整備によって、治山事業の実施に係る取付道等の経費が縮減される便 益について評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{T} \frac{t \times (C_{0} - C_{1})}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(C_{0} - C_{1})}{(1+i)^{t}}$$

t: 年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

Co: 林道が整備されない場合に必要な経費

C1: 林道を整備した場合の経費

注) ① 治山事業は、災害から国民の生命・財産を保全し、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図る上で必要不可欠であるが、緊急性の高い箇所については、治山事業で保安林管理道を整備しつつ施工するため、林道整備による経費縮減効果のみを評価。

② 具体的な評価方法は、事業効果発揮区域における治山施工箇所について、地域森林計画や山地災害危険地区の賦存状況等をもとに、評価期間内における施工見込箇所、工法、それに見合う林道整備前後の予定事業費を算定。

③ 治山事業の施工見込みは、治山部局等と十分連携すること。

3) 森林管理等経費縮減便益

森林管理(病虫害の早期発見、山火事防止等)のための巡視や適切な森林整備・林業経営のための普及指導等を行う者(地方自治体、森林組合等職員を含む。)の歩行時間が、林道の整備により縮減される便益について評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{T} \frac{t \times (T_{0} - T_{t}) \times M \times @}{T_{0} \times (1+i)^{t} \times 60} + \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(T_{0} - T_{t}) \times M \times @}{(1+i)^{t} \times 60}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

T_o: 林道を整備する前における森林への往復所要時間(分)

T: 林道を整備した場合の森林への往復所要時間(分)

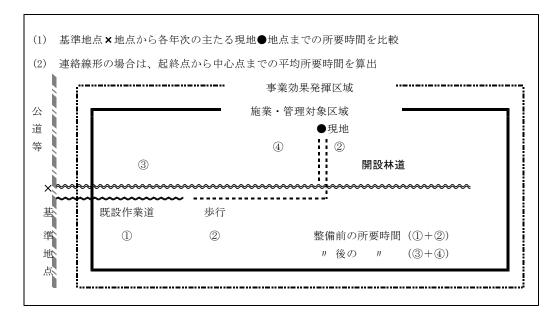
M:森林管理等の延べ人工数(人/年)

②:賃金単価(円/h・人)60:単位合わせのための調整値

注1)

- ① 事業効果発揮区域の管理、普及指導等を実施する者が現地まで到達する歩行時間の縮減分を評価。(歩行時間については、おおむね1,500m/hとし地形等により調整。)
- ② 現地への到達時間の短縮については、歩行時間が短縮される一方で、車による移動時間が増えることになることから、これらについても配慮する。
- ③ 森林管理、普及指導等の延べ人工数は、近隣類似林道の事業効果発揮区域の 状況等を反映して見込む。

注2) 森林への到達時間の考え方



4) 森林整備促進便益

路網の未整備により造林・保育が不十分となっていた森林(新規施業実施区域)において、路網の整備によって森林整備の促進が見込まれる場合には、「水源瀬養便益」、「山地保全便益」及び「環境保全便益」について評価する。

なお、評価に当たっては、本便益の対象となる森林の森林整備着手以降に要する経費を費用(C)として評価する。

また、(5) 2)治山経費縮減便益の対象となる治山事業の効果発現区域については、本便益の対象から控除する。

(6)一般交通便益

集落から勤務先への通勤等に林道を利用することによって、走行時間又は経費が縮減される便益を評価する。

1) 走行時間短縮便益

$$B\left(\mathbb{H}\right) = \underbrace{\sum_{t=1}^{T} \frac{t \times (T_{0} - T_{t}) \times Q_{t} \times @}{T_{0} \times (1+i)^{t}}}_{t} + \underbrace{\sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(T_{0} - T_{t}) \times Q_{t} \times @}{(1+i)^{t}}}_{t}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

To: 林道を整備する前における走行時間(分)

T: 林道を整備した場合の走行時間(分)

 Q_t : 交通量(台/年)

@:車種別の時間価値原単位(円/台・分)

2) 走行経費減少便益

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{T} \frac{t \times (K_{0} - K_{t}) \times Q_{t} \times @}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(K_{0} - K_{t}) \times Q_{t} \times @}{(1+i)^{t}}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

K₀: 林道を整備する前における走行距離 (km)

K: 林道を整備した場合の走行距離 (km)

 Q_t :交通量(台/年)

@:車種別の走行経費原単位(円/台・km)

注1)

① 対象は、整備後の林道を通勤、通学等にも利用することにより、既存の公道等を利用するよりも走行距離等が短縮される路線。

② 通行台数は、道路交通センサス等の数値及び関係する集落の住民からの聞き取り等により予測。

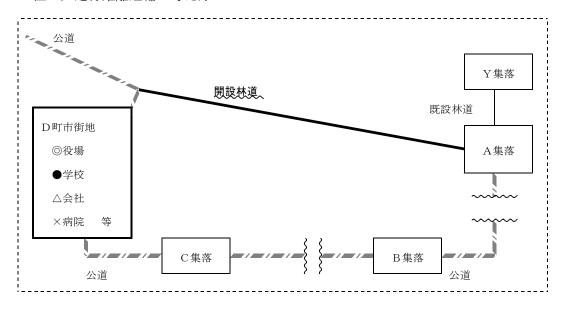
③ 「車種別の時間価値原単位」及び「車種別の走行経費原単位」は、国土交通 省の「費用便益分析マニュアル」(別冊「単価表」)を使用。

・「走行経費原単位」: 車種別のkm当たりの燃料、オイル、タイヤ・チューブ費、 車両整備(維持・修繕)費、車両償却費等の経費

・「時間価値原単位」: 車種別の旅行時間の節約を時間(分)当たりの価値を 用いて評価したもので、平均乗車人員(人/分・台)に 時間価値(円/分・人)を乗じて評価

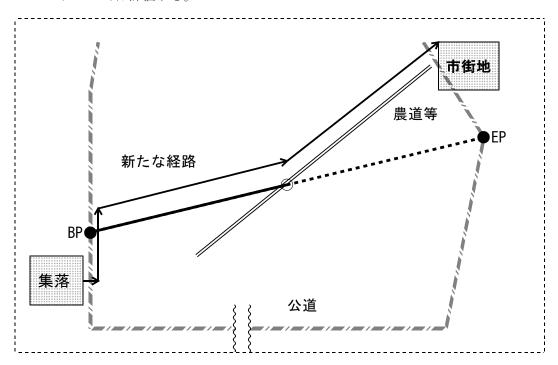
④ 評価に当たっては、ふれあい機会創出便益等との重複を排除。

注2) 走行距離短縮の考え方



注3) 開設期間中の便益の評価の考え方

当該効果は、起点と終点を結び連絡線形となった場合に評価する場合が多いと 考えられるが、路線途中において公道等と連絡することにより、発揮できる場合 については評価する。



(7) 森林の総合利用便益

林道を整備することにより、既設の道路に比べ、森林浴又は山菜等の副産物採取等のために森林へ到達する時間・費用が短縮される便益や、林道の新設によって森林へのふれあいの機会が増加する便益について評価する。

1) アクセス時間短縮等便益

既設のアクセス道がある場合において、新たな林道整備によりアクセス時間 が短縮される便益について評価する。

① アクセス時間短縮便益

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{T} \frac{t \times (T_{o} - T_{t}) \times Q_{t} \times @}{T_{o} \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(T_{o} - T_{t}) \times Q_{t} \times @}{(1+i)^{t}}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

To: 林道を整備する前における森林又は施設への到達時間(分)

T: 林道を整備した場合の森林又は施設への到達時間(分)

Q::森林又は施設を利用する者の交通量(台/年)

@:車種別の時間価値原単位(円/台・分)

② アクセス経費減少便益

既設のアクセス道がある場合において、新たな林道整備によりアクセス経 費が縮減される便益について評価する。

$$B\left(\mathbb{H}\right) = \underbrace{\sum_{\scriptscriptstyle t=1}^{\scriptscriptstyle T}}_{\scriptscriptstyle t=1} \frac{t\times (K_{\scriptscriptstyle 0} - K_{\scriptscriptstyle t})\times Q_{\scriptscriptstyle t}\times @}{T\times (1+i)^{\scriptscriptstyle t}} + \underbrace{\sum_{\scriptscriptstyle t=T+1}^{\scriptscriptstyle Y}}_{\scriptscriptstyle t=T+1} \frac{(K_{\scriptscriptstyle 0} - K_{\scriptscriptstyle t})\times Q_{\scriptscriptstyle t}\times @}{(1+i)^{\scriptscriptstyle t}}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

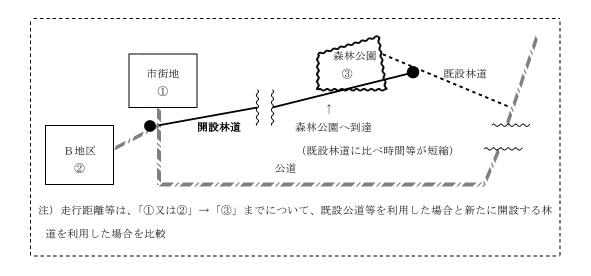
K_o: 林道を整備する前における森林又は施設への到達距離 (km)

K: 林道を整備した場合の森林又は施設への到達距離 (km)

Q::森林又は施設を利用する者の交通量(台/年)

@:車種別の走行経費原単位(円/台・km)

- 注) ① 対象は、森林の保健休養又は山菜採取等に当たり林道を利用する者の負担の 縮減を評価。
 - ② 整備期間中の便益は、主たる施設に到達してアクセスとしての機能が確保される時期以降の分について評価。
 - ③ アクセス時間短縮便益及びアクセス経費縮減便益については、一般交通便益との重複を排除。
 - ④ 交通量は、森林公園の利用者、山菜採取者等の人数、近隣の類似施設の利用 状況等から適切に算出。



2) ふれあい機会創出便益

新たに林道を開設した場合の市民の森林等とのふれあいの機会の創出について、利用者が森林へ到達するための費用負担分を便益として評価する。

$$B\left(\mathbb{H}\right) = \sum_{t=T+I}^{Y} \frac{T_{t} \times Q_{t} \times \mathscr{Q}_{I}}{\left(1+i\right)^{t}} + \sum_{t=T+I}^{Y} \frac{K_{t} \times Q_{t} \times \mathscr{Q}_{2}}{\left(1+i\right)^{t}}$$

t: 年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

T: 林道を整備した場合の森林への到達時間(分)

@1: 車種別の時間価値原単位(円/台・分)

K: 林道を整備した場合の森林への到達距離 (km)

@2:車種別の走行経費原単位 (円/台・km)

Q:: 森林等を利用する者の交通量(台/年)

- 注)① 交通量は、入込予測より推計する。また、入込予測は、近隣林道における類 似施設の利用状況、新規施設の利用計画等から予測。
 - ② 走行時間・距離等は、主たる利用者の居住地から、拠点となる施設等までの 距離を算定。

3) フォレストアメニティ施設利用便益

森林公園等(林道沿線の名勝地等を含む。)の整備により、市民への憩いの場の提供や山村と都市との交流資源として活用される便益について評価する。

① 利用確保便益

森林公園等の利用者について、当該施設等の利用料金について支払意志額をもって評価する。(額については、地域の実態に応じて修正することも可とする。)

$$B(\square) = \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{M_t \times 600}{(1+i)^t}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

M:: 森林公園等の入込者数 (人/年)

600:支払意志額(円/人)

注) 同一地区内に他事業等で整備した施設がある場合は、他事業との効果重複を排除。

2 施設滞在便益

森林公園等の利用者の滞在機会の確保便益について、当該施設への滞在時間と平均賃金から評価するものとし、この場合の便益は、大人のみを対象とする。(大人又は小人の別に利用者を把握できない場合は便宜上、利用見込者の1/2について評価する。)

$$B(\square) = \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(M_t/2) \times H \times @}{(1+i)^t}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

M:: 森林公園等の入込者数(人/年) H:森林公園等の滞在時間(h/人)

@:賃金単価(円/h・人)

- 注) ① 同一地区内に他事業等で整備した施設がある場合は、他事業との効果重複を 排除。
 - ② 森林公園等の入込者数は、近隣の類似施設の利用状況等から適切に把握。
 - ③ その他、森林公園等の間接的便益として、人工池の用水一時貯留、防火用水、 災害時の避難場所の確保等の便益について、可能な限り貨幣化、定量化を図る よう検討。

4) 副産物増大便益

森林利用区域の拡大等により山菜等の収穫量が増加する便益を評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{T} \frac{t \times (B_{t} - B_{0}) \times @}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(B_{t} - B_{0}) \times @}{(1+i)^{t}}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

B₀: 林道が整備されない場合の山菜等の収穫量(kg/年)

B: 林道を整備した場合の t 年後の山菜等の収穫量(kg/年)

@:山菜等の平均単価(円/kg)

注)① 対象は、山菜採取区域の拡大等によって地域住民等の山菜等の収穫量が増える便益を評価。(林道整備前との重複を排除。)

- ② 山菜等は、当該森林から直接生産されるものを対象とし、木材を利用して栽培するしいたけ等、二次的に加工・生産されるものを除く。
- ③ 整備前の山菜等の収穫量は、市町村の統計又は聞き取り調査等により推計し、 整備後は、林道の開設による山菜等採取区域の拡大や、関係者からの聞き取り により把握。
- ④ 山菜等の単価は、直近5年間程度における山菜等の種類別平均値等を使用。 (価格変動が激しいものについては、特に留意。)

(8) 災害等軽減便益

自然災害等で公道が寸断された場合の迂回路や防火帯としての便益について評価する。

1) 災害時迂回路等確保便益

路網整備において、自然災害時の迂回路、避難路としての便益を評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(T_{0}-T_{t})\times Q_{t}\times @_{1}}{(1+i)^{t}} + \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{(K_{0}-K_{t})\times Q_{t}\times @_{2}}{(1+i)^{t}}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

T₀: 林道を整備せずに既設の迂回路を利用した場合の到達時間(分)

 T_t : 林道を整備した場合の到達時間(分) @t: 車種別の時間価値原単位(円/台・分)

Ko: 林道を整備せずに既設迂回路を利用した場合の到達距離(km)

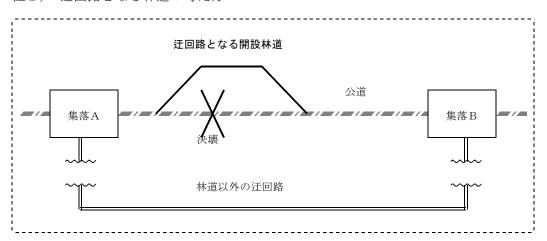
K: 林道を整備した場合の到達距離 (km) @2: 車種別の走行経費原単位 (円/台・km)

Q:: 迂回路等として利用する交通量(台/公道等の通行止期間・年)

注1)

- ① 対象は、他の地域への交通手段が一本の公道等の地域や、他に迂回路があったとしても、迂回に長時間を要する路線で、かつ、直近10年間程度において当該公道等が集中豪雨等で決壊し、山村の生活に影響があった地域。
- ② 自然災害等で公道が寸断された際に、林道が迂回路として機能する効果を評価。また、被災した公道が復旧する前に仮設道による通行確保が必要な場合は、当該経費も評価。
- ③ 迂回路となる林道の通行台数の予測は、過去の災害発生時における公道等の通行止期間と迂回路利用台数から年間交通量として算定。
- ④ 迂回路の整備により生活物資の輸送等に要する時間の短縮効果のほか、過去 の災害でヘリコプターによる物資輸送等の事例があれば、これに要する経費に ついても評価。

注2) 迂回路となる林道の考え方



2) 防火帯便益

林道を整備することにより、森林火災の延焼防止等の機能を果たす便益について、防火帯を設置した場合の費用について評価する。

$$B(\mathbf{H}) = \sum_{t=1}^{T} \frac{L \times W \times P_{1}}{T \times (1+i)^{t}} + \sum_{t=T+1}^{Y} \frac{L \times W \times P_{2}}{(1+i)^{t}}$$

t:年数

T:整備期間(年)

Y:評価期間

L:防火帯としての機能が強く求められる林道延長 (m)

W:同上の平均幅員 (m)

P1: 防火帯の設置に要する費用

(立木伐採・搬出経費及び表土剥ぎ取り経費等 (円/m²)

P2: 防火帯の維持管理に要する費用 (円/m2・年)

- 注) ① 対象は、過去10年間程度において山火事等が発生した森林に隣接する路線等とし、評価対象区間は、過去の火災の発生状況、車両通行等から見て防火対策が強く求められる区間に限定。(住宅地、畜産施設、公園・ふれあい施設等を有する区間。)
 - ② 評価は、整備する林道と同じ規模の防火線を整備した場合の経費で算出。

3) 災害復旧経費縮減便益

改良、舗装等により、災害復旧経費が縮減される便益について評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{Y} \frac{(C_{0}-C_{t}) \times L_{t}}{(1+i)^{t}}$$

t:年数

Y:評価期間

 $C_{\it o}$: 林道舗装等を実施しない場合の災害復旧経費(円/km・年) $C_{\it e}$: 林道舗装等を実施した場合の災害復旧経費(円/km・年)

L:災害復旧経費の縮減の対象となる林道の延長 (km)

注) ① 対象は、改築、改良、舗装等によって、表面水の処理等が適切に行われ、災害を未然に防止する等復旧経費が縮減される路線・箇所。

- ② 効果は、当該路線における災害発生状況、類似路線における単位当たりの平均災害復旧経費から算出。
- ③ 復旧経費は、過去10年間程度の複数路線の平均値等を使用し、地質等により 補正。

(9)維持管理費縮減便益

改良、舗装等により、グレーダー作業、転石除去等に要する維持管理費が縮減 される便益について評価する。

$$B(\square) = \sum_{t=1}^{Y} \frac{(C_0 - C_t) \times L_t}{(1+i)^t}$$

t:年数

Y:評価期間

 C_o : 林道舗装等を実施しない場合の維持管理費 (円/m・年) C_i : 林道舗装等を実施した場合の維持管理費 (円/m・年) L_i : 維持管理経費の縮減の対象となる林道の延長 (m)

- 注) ① 対象は、改築、法面改良、舗装等により、維持管理費が縮減される路線・箇所。
 - ② 効果は、グレーダー作業、集中豪雨等による路面侵食復旧費、排水・水抜き作業、草刈り、転石除去等に要する経費の縮減。
 - ③ 当該林道の維持管理費は、過去10年間程度の実績及び類似する林道における 実績とし、維持管理費は、地域内の林道における実績等を準用。
 - ④ 評価期間は、舗装や法面等整備する施設の耐用年数。